

審査基準

- 1 港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるものでないこと。
- 2 港湾計画の遂行を著しく阻害するものでないこと。
- 3 政令（「港湾法施行令」昭和26年政令第4号）で定める場合を除き、港湾管理者の管理する水域施設について第1項第1号（港湾区域内の水域の占用）又は同項第4号（その他政令で定める行為）の許可をしてはならない。
- 4 港湾施設の建設を行う場合は、当該港湾施設が暫定的なものである場合を除き、港湾計画等により位置付けられていること。
- 5 他の港湾施設の維持及び整備に支障を与えるものでないこと。
- 6 工作物等を設置する場合、安全な構造であること。
- 7 土砂採取、危険物の設置等、他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規則に従うこと。
- 8 周辺の船舶航行に支障を与えるものでないこと。
- 9 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えるものでないこと。
- 10 環境を悪化させるおそれがないこと。
- 11 その他、行為の期間、場所、面積、数量、方法等が適正なものであること。

参考

港湾法施行令

第14条 法第37条第1項第4号の政令で定める行為は、左の各号に掲げるものとする。

- 1 港湾管理者が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から20メートル以内の地域においてする構築物（載荷重が港湾管理者が指定する重量を超えるものに限る。）の建設（改築により載荷重がその指定する重量を超えることとなる場合を含む。）又は改築（載荷重を増加させることとなる場合に限る。）
- 2 港湾管理者が指定する廃物の投棄
- 3 動力を用いて地下水を採取するための施設であつて、揚水機の吐出口の断面積の合計が6平方センチメートルを超え、かつ、そのストレーナーの位置が港湾管理者が指定する位置より浅い位置にあるもの（工業用水法（昭和31年法律第146号）第2条に規定する工業の用に供する地下水を採取するための井戸であつて同法第3条第1項に規定する指定地域内のもの及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）第2条に規定する建築物用地下水を採取するとめの揚水設備であつて同法第4条第1項に規定する指定地域内のものを除く。以下「揚水施設」という。）の建設（揚水機の吐出口の断面積の合計を大きくし、又はストレーナーの位置を浅くすることにより揚水施設となる場合を含む。）又は改良（揚水機の吐出口の断面積の合計を大きくし、又はストレーナーの位置を浅くすることとなる場合に限る。）

第15条 法第37条第2項の政令で定める場合は、左の各号に掲げる場合とする。

- 1 水域施設、外かく施設、けい留施設、臨港交通施設又は航行補助施設の建設、改良、維持又は復旧の工事のため水域の占用が必要となる場合
- 2 沈没船等の引揚のため水域の占用が必要となる場合
- 3 港湾管理者が指定する行為のため水域の占用が必要となる場合